

## 新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第4回 会社法改正と経営管理者の責任～



弁護士 大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪法法律事務所  
律師 孫宇川

PROFILE

### 一、はじめに

2024年の7月1日から施行される改正会社法（以下「改正会社法」といいます。）の中で、日本企業を含む外商投資企業にとって重要な改正内容の一つとして、董事、監事及び高級管理職者（以下「経営管理者」と総称します。）の責任の強化が挙げられます。外商投資企業の経営管理者は出資者である外国企業から人材が派遣されることも多く、現地法人で経営管理を任される人材にとって今回の改正は関心が高いと思われます。他方で、昨今、中国現地法人における経営管理者による不正が発覚する事例が増えており、現地法人の経営管理者に対する管理の強化という観点からも注目されます。そのため、今回のニュースレターでは、経営管理者の責任の強化について解説します。

### 二、改正会社法における経営管理者の責任の強化

#### 1.改正の趣旨

今回の改正では、主に以下の四つの視点から改正がなされています。第一に経営管理者の忠実義務及び勤勉義務の明確化、第二に会社の資本充実に関わる経営管理者の責任強化、第三に職務執行に伴う第三者の損害に対する経営管理者の責任の強化、第四に支配株主による地位の濫用に関与した経営管理者の責任強化です。

#### 2.主な内容

上記のような視点から、改正会社法では以下のような内容が規定されています。

##### （1）忠実義務、勤勉義務の範囲の具体化

改正会社法では、董事、監事及び高級管理職者の忠実義務に関して自分自身と会社の利益の衝突を回避し、職権を利用して不当な利益を得ることを禁止する旨を明記し、また勤勉義務に関しては職務執行にあたり会社のために管理者としての合理的な注意義務を果たすことが明確にされました（第180条）。また会社との利益が相反す

る関連取引の範囲や利害関係者の範囲を具体的に定めると共に、関連取引にかかる董事会又は出資者への報告義務を定めました（第182条）。更に関連取引等に関する董事会の承認決議を行う場合、利害関係者である董事が表決に参加できないと同時に、同人を除く董事が3人に満たない場合には株主会での審議事項とする旨が定められました（第186条）。

##### （2）出資払込未了と経営管理者の責任

改正会社法では、有限責任会社の設立後、董事会は、出資者の払込状況の検査し、払込期限を徒過した出資者に対して書面にて督促しなければなりません（第51条）。董事会がこの検査及び督促義務を怠ったことにより会社に損失が生じた場合、当該業務に責任を負う董事も賠償責任を負わなければなりません（第51条2項）。ここで業務に責任を負う董事としては、例えば、董事会による検査及び未払出資者への督促を決議しようとした際に、同決議に反対したような董事が挙げられます。

##### （3）職務執行に関する第三者への賠償責任

改正会社法では、董事、監事及び高級管理職者の職務執行により第三者に損害をもたらした場合、会社が賠償責任を負うと共に、もし董事、高級管理職者に故意又は重大な過失があるときは当該董事、高級管理職者も賠償責任を負わなければなりません（第191条）。

##### （4）支配株主等の地位の濫用に伴う連帯責任

会社の支配株主、事実上の支配者がその会社に対する影響力を利用して董事、高級管理職者に指示し、董事や高級管理職者が会社又は株主の利益を毀損する行為を行い、会社又は株主に損失を与えた場合、当該董事、高級管理職者はその指示した支配株主等と共に連帯責任を負わなければなりません（第192条）。

##### （5）その他

##### ①違法な利益配当に関する賠償責任

旧会社法では、法律に違反して利益配当された場合における出資者の会社に対する配当利益の返還は義務付け

られていましたが、改正会社法では、出資者の返還義務以外に、違法な利益配当によって会社に損害が発生した場合、出資者のみならず、配当行為に責任を負う董事、監事及び高級管理職者も賠償責任を負わなければなりません。

#### ②清算義務者としての責任

改正会社法では、会社が解散清算するに際して、董事が会社清算義務者であることが明確にされました（第232条）。そのため、会社の清算を主導する清算組は、出資者が別途定める場合を除き、董事により組織されるものとされました。また旧会社法の司法解釈で定めていた清算遅延による賠償責任についても、清算義務者が遅延した場合に会社若しくは債権者に損害を与えたときは賠償責任を負わなければなりません。

### 三、経営管理者の責任の強化にかかる他の法律の改正

改正会社法は2023年12月29日に公布されましたが、同じタイミングで刑法の汚職に関する規定が修正されています。今回の刑法の修正では、特に以下の犯罪類型が民間企業にも適用されるよう修正されており、経営管理者の責任が刑事罰の観点からも強化されました。

#### (1) 同種営業不法経営罪（第165条）

旧刑法では、国有企業の董事、総経理が職務上の便宜を利用して、その在職する会社と同種の業務を自ら又は他人のために経営して、不法な利益を得る場合、同種営業不法経営罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正により、民間企業の董事、監事及び高級管理職者が同様の行為を行った場合にも、同罪が適用されることになりました。

#### (2) 親類や友人のための不法図利罪（第166条）

旧刑法では、国有企業の職員が、職務上の便宜を利用して、所属単位の営利業務を自分の親族や友人に経営をさせたり、又は市場価格と比べて明らかに高い若しくは低い価格で自己の親族や友人の会社と取引させたような場合に、同罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正では、犯罪主体としては、上記の同種営業不法経営罪の「董事・監事・高級管理職

者」と異なり、会社のあらゆる従業員が含まれる内容になっています。また犯罪行為の範囲についても若干拡大されています。

#### (3) 会社資産の私利目的の廉価販売罪（第169条）

旧刑法では、国有企業の主管責任者が、私利目的で国有資産を低価格で売却し、国有資産を毀損した場合の犯罪として処罰されていました。

これに対し、今回の修正では、同罪の適用主体を、民間企業において直接の責任を負うべき主管者が行った場合にも適用されるものとされました。

### 四、留意点

今回の会社法改正では、幾つかの視点に基づき全般的に経営管理者の責任を強化されると共に、特に民間企業の董事、監事、又は高級管理職者の忠実義務や勤勉義務に違反するような親族・友人等を通じた関連取引等については、刑法においても、犯罪行為として処罰することが明らかになりました。このような重い責任は、数年間のコロナ禍を経て醸造されてきた不正の実態を調査し、改善していくための有力な手段の一つになるかと思われます。

但し、弊職らの経験上、中国で発生する不正調査と当事者への責任追及が重要であることは論を待ちませんが、やはり事前抑制のための日々の努力が最も重要であると感じます。そのため、今回の各法令改正にともなう経営管理者の責任の強化と共に、日常的に不正の発生を牽制する制度の整備も重要な意味を持つものと思います。

次回は、改正会社法の中で、日本企業を含む外商投資企業に関連する他の改正点について解説していきます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。